

## オットー・ヒンツェの「歴史主義」論

山内進

一  
戦後西ドイツの歴史学、とりわけ従来国制史と呼ばれてきた分野でのそれには、方法論の面で際立った特色が認められる。戦前の伝統的なドイツ歴史学との境界を鮮明にするこの特色とは社会学への志向である。ある意味で「ランケとブルクハルト」(一九四八)発表以前のマインツに集約される伝統的なドイツ歴史学が「筆舌に尽し難い」「個性」をいわば「直接的な直観」によって捉えんとしたとするなら、戦後のいわゆる「社会史」派、「構造史」派は歴史現象の構造的、類型的把握を目差しているのである。<sup>(1)</sup>

このような新しい潮流の中で、これまで必ずしも正当

に評価されてきたとは言えない一人の歴史家が改めて注目されることになった。戦前の勝れた国制史家、オットー・ヒンツェ(一八六一—一九四〇)がその人である。けだし彼はヴェーバーの出現とともに重大な意味をもちはじめた社会学に対して、一九二〇年代に早くも真剣に対処せんとしたほとんど唯一の歴史家であり、戦後の社会学史的歴史学の先駆者<sup>(2)</sup>、しかもただ単に先駆者というだけでなく、断絶したかの如くみえる「戦前」と「戦後」をつなぐ数少ない媒介者とみなされるに至ったからである。<sup>(3)</sup>

ヒンツェのかかる位置づけは欧米だけでなく、日本でもすでに岸田達也氏によってなされている。氏はヒンツェが他に先駆けて「歴史家と社会学者の緊密な協力」を

要請したことを指摘しつつこう述べられている。「われわれは、ここにまさしく、同様に社会学と歴史学との『生産的な、欠くことのできない緊張関係』を説き、『歴史学から社会科学への架橋』を意図する、こんにちの西独史学の『構造史』派の先駆をみる事ができるであろう<sup>(4)</sup>」と。しかしこれはあくまでも一般的な理解にすぎない。ヒンツェが要請した「協力」はたしかにそのような理解からして今日的にも意義深いと思われるが、具体的にはいかなるものだったのだろうか。この関連で岸田氏はヒンツェがドローゼンの「プラグマティスム」を媒介としてヴェーバーの「理解社会学」を撰取したこと、ただし歴史家として社会学と歴史学とを区別すべくヴェーバーの「合理的理念型」を「具象的抽象」の理念型に変化させようとしたことを適切に説かれている<sup>(5)</sup>。だが、ヒンツェが試みた「区別」の内容自体は、つまり彼がどのような歴史学の方法を築かんとしたかは十分に説明されていない。歴史学と社会学の「協力」そして両者の「区別」という点でとりわけ重要な概念である「具象的抽象」についても何ら立ち入って論じられないし、「An-schauliche Abstraktion」の訳語たるこの「具象的抽象」

も後に論ずるように適訳とは思われない。とにかくヒンツェが歴史家として社会学と対決し、それを彼なりに受容したことは明らかだとしても、彼がこの受容を具体的にどのようなプロセスで行ない、どのように自らの方法的立場を整理したかは、今日最もよくヒンツェの方法論をとり扱った岸田氏においてさえ十分に論じられてはいないのである<sup>(6)</sup>。

私見によるなら、ヒンツェ独自の立場は彼の「歴史主義」論に見出される。マイネッケやトレルチの歴史主義観の中で往々無視されがちだった彼の「歴史主義」理解は、実は社会学に対し真摯に応ぜんとした歴史家の一つの先駆的な回答だった。歴史学が社会学化し、そのことについて特に疑問がもたれなくなった現在、ともすれば歴史学と社会学との緊張関係は忘れられがちであるが、ヒンツェは社会的アプローチが歴史研究の中で未だに市民権を有しなかった時代にあつて、歴史家としての立場と社会学的方法とを調和、と同時に対立させることに腐心しつつ独自の「歴史主義」論を展開したのである。以下の小論は「構造史」派の先駆たるヒンツェの方法論の具体的内容を、そして歴史学と社会学との関係の一つ

のあり方を、彼自身の学問史のうちに位置づけつつ、その「歴史主義」論に探ろうとするものである。

(1) ドイツの「伝統的歴史学」と戦後の「構造史」<sup>(2)</sup>、さらには「社会科学としての歴史学」との関係については、岸田達也、ドイツ史学思想史研究、ミネルヴァ書房、一九七六、が的確な分析を行なっている。なおマイネッケの「直接的な直観」に関しては同書七五頁を参照されたい。

(2) Vgl. H-U. Wehler, Einleitung, in: Moderne deutsche Sozialgeschichte, hsg. v. H-U. Wehler, Berlin, 1966, S. 9 ff.

(3) Wolfgang J. Mommsen, Rezension v. O. Hintze, II. Soziologie und Geschichte. Historische Zeitschrift, 203, 1966, S. 632.

(4) 岸田達也、前掲書、七三頁、

(5) 同上、六四頁以下。

(6) ヒンツェの方法論に言及した邦語文献は他に、成瀬治「オットー・ヒンツェの『身分—議會制』研究—ウェーバーとの対比において」社会科学の方法、七一号、があるが、表題から窺われるようにこれはヒンツェの方法論を直接のテーマとはしていない。

(7) 両者の「あり方」については周知のように、世良晃志郎、歴史学方法論の諸問題、木鐸社、一九七五(第二版)が特に参考になる。逆に第一部のVで展開されるヴェーバー科学論のアポリア——理念型に反証可能性は無い——の

問題にヒンツェの「歴史主義」論は何らかの示唆を与え得ると思われるが、本稿では紙数の関係上直接それには触れない。なお法史学の方法の問題は大幅に「歴史学一般」のそれと重なり合うとの世良氏の主張(前掲、二八頁)に、筆者はほぼ同意することをここで付言しておきたい。

## 二

ヒンツェの「歴史主義」論は後述するように、伝統的歴史学への批判という側面とその蘇生をめざすという側面とを併せもっている。いずれにせよその論理を理解するには、まず伝統的ドイツ史学の特性を、そしてヒンツェがそれにどう対応せんとしたかを確認することから始めねばならない。まず伝統的ドイツ史学とは何か。一九世紀ドイツのみならずヨーロッパの歴史研究をも支配したそれがランケの伝統を基本とすることは言うまでもない。そしてG・G・イガースによるなら、これはさらに三つの観念を中心の構成要素とした。(1)国家概念(2)価値哲学(3)認識論がそれである。以下順次簡潔に説明すると、まず(1)ドイツ的歴史思想は国家を自然法的な規範から判断するのを拒絶した。歴史的に成立した国家はそれ

自身で内在的価値を有する。これは国家の理想主義的把握に通じる。また(2)これと関連するが、歴史的なるものはすべてそのものとして価値あると考えられる。何ものも外在的な判断基準には従わない。そして(3)それ故歴史の個性はすべて独自の価値を有し、一般的概念によっては到底捉えきれない。いわば理解や直観という作業だけがかかる個性を把握できるのである。<sup>1)</sup>

これら三つの観念は価値ニヒリズムと表裏の関係にある。何ら一般的規範がなく総ては等価値だとするならば、それはまた無制限の現実主義に通ずるだろう。にも拘らず、ドイツ理想主義はある信仰をその歯止めとしてもっていた。諸々の歴史的個性の差異を超越する一個の意味ある道徳世界が、そしてよりリアルには世論に阿る民主主義体制以上に自由や司法的保護を全うすると期待されたプロイセン型法治国家の意義が確信されていたのである。即ち、個々の個性の意味や価値は有意義な世界という観念を前提とし、この観念はまた倫理的國家としてのプロイセン・ドイツ、権力と倫理の調和への信仰と固く結びついていたのである。<sup>2)</sup>それ故、伝統的ドイツ史学は帝制ドイツが屹立している限り、確固とした地位を保ち

続け得たかもしれない。

伝統的ドイツ史学の特性は一応以上のように理解されるが、オットー・ヒンツェは当初からその在り方、とくに三つの観念のうちの(3)に対して少なからず懐疑的だった。青年期におけるシュモラーとの共同作業(プロイセン史料集編纂)は経済史での段階理論の有効性を彼に知覚させ、社会科学理論の歴史学への適用という問題に肯定的態度を採らせるのに十分だった。<sup>3)</sup>かくして一八九〇年代に戦わされた「ランプレヒト論争」の中で、彼は独自の考えを表明することになる。

「論争」の核心はランプレヒトが歴史学の科学化を要請したことにある。彼は個人的な政治活動を中心とする政治史ではなく集合的現象だけを扱う文化史を、有意義な個性の記述ではなく諸現象の一般化を求めたのである。これは明らかに反ランケ的、反伝統史的だったため、当時の殆ど総ての歴史家に拒否された。反対者たちは歴史学の科学化は不可能である、なぜなら歴史はユニークで個性的な事件や発展からのみ成るのであって、その把握は歴史家の直観によるしかないからだ、と断じた。<sup>4)</sup>彼らはまさしくランプレヒトが否定せんとしたことをもっ

て彼に反論したわけである。だから彼らはランプレヒトの問題提起を正しく受け取ったとは言いがたい。だがそうした歴史家が一人だけいた。ヒンツェである。彼だけが集合的現象を歴史学の対象とし、社会心理学を歴史理解のために利用するという点で、ランプレヒトを高く評価したのである。ただその際は彼はランプレヒトが個別的行為と集合的現象を截然と分け、前者では「自由」が、後者では「必然」が支配するから、科学的歴史学(文化史)は後者だけを対象とすべきだと主張したのである。彼にとつて重要なことは個別的モメントと集合的モメントとの相互作用、協働と反発の歴史形成的意義なのである。彼がここで要求したのはプラグマティッシュな解釈学的方法と社会科学理論の結合、歴史の個別性と一般性との調和だった。それは彼の全生涯を通じて求められることになるだろう。

しかし彼はこの段階ではなおかかる一般的命題を述べるに留まり、それ以上自己の理論認識を突き詰めようとはしなかった。彼が行なったのは集合的現象としての「制度」を対象とする一般比較国制史の叙述だった。たしかにこれは歴史家として当然の選択である。彼は歴史

研究の場で、自らの方法的要求を満たすべきだったからである。しかし次のことは指摘されねばならない。彼の国制史研究は外政の優位とヨーロッパ国家系の調和という「ランケの伝統」の中に在った。つまりプロイセン・ドイツの体制への信頼が確固として在った。従って伝統史学の神秘的な側面にまで批判の矛先が向かい得なかった、ということがそれである。たしかに彼はドイツ帝国を全面的に「信仰」していたわけではない。P・サンダーとO・ギルケの論争に際して、彼はサンダーの社会的国家理解の側に立った位なのである。だが彼もまた「武器と精神文化の二重の輝きの中に現われたかの如く思われる国民国家」ドイツを「経済的企業」と比較するのを少なくとも「不敬」と感じた。<sup>(8)</sup>倫理的國家ドイツの存在と結合した伝統史学の基本思想、有意味な世界そして個性という観念はヒンツェにあってもなお不可侵たらざるを得なかったのである。

第一次世界大戦におけるドイツの敗北、帝国の消滅はじめてこの不可侵性を損ねた。ヒンツェは激しいショックと長い沈黙の後、「ヘーゲルが企てた如き権力の理想主義的の神化を批判的検討へと委ねること」を漸く再出

発の起点とした。これが彼の歴史理論の「批判的検討」をも意味したことは言うまでもない。ヒンツェは決定的一步を踏み出そうとしていた。この時、彼の眼前に忽然と雄姿を現わしたのがM・ヴェーバーである。

ここでの関心に即してみるなら、ヴェーバーは世界に「意味」があるとの考えを断固否定した。少なくとも「意味」の探求は学問的課題ではない。ここにザッハリツヒカイトの貫徹という姿勢が生まれる。ヒンツェがヴェーバーから学んだのは結局それに尽きる。彼はヴェーバーの「経済と社会」が戦前に準備され、「戦争という途方もない、総ての価値判断を突き崩した体験があったにも拘らず、……決して過去のものとなっていない」、つまりその「一般的な立脚地が完全に今日の社会・政治的洞察の高みに立っていた」ことこそヴェーバーの「学問的方法の客観的なザッハリツヒカイトの輝かしい証拠である」と感嘆したのである。彼もまた世界の無意味性を確認したわけである。とするなら彼にとっても歴史―社会現象は単なる諸事実の集積でしかない。歴史家がそれらを抽象化せねばならない。かくして彼は「歴史的、社会的現実の実質を確固とした思考形式へと始め込むため

に、自然科学で普通使用される概念形成に代えて、いわゆる『理念型』を使用する」<sup>(12)</sup>ヴェーバー社会学の方法を歴史研究の場で適用することになる。<sup>(13)</sup>

ところで「理念型」は「事実」の「意味」の直観的把握が可能だとする考えへの批判だけを含んだのではない。それはまた文化現象を自然科学的に捉えんとする思想への戦いの武器でもあったのである。実はヒンツェもまた、事実確定だけに心を煩わせ概念や理論に徹底して敵対した伝統的歴史学だけでなく、「純粹に内在的、有機的な発展を過度に狙いとした法と経済学におけるいわゆる歴史学派」<sup>(14)</sup>にも批判的だった。彼がランプレヒトの一面性に對して示した態度をここで想起してもよいだろう。とにかくヒンツェが「理念型」を受容したのはそのような側面を包含してのことである。観点を交えるなら、これをT・シーダーのように、ヴェーバーとヒンツェの二人は共に歴史学派（マルクス主義をも含む）的思考による「自然科学的な法則概念の歴史への干渉は伝統的個性思想だけでは防ぎ切れない」と確信して、「理念型」を「文化科学に許された『一般化』の形式」即ち「発見原理」として提示した、<sup>(15)</sup>と言えなくもない。

これはとりわけヒンツェにとって重大だった。彼は伝統史学の保守性に対してはたしかに批判的だった。しかし彼はその総てを否定し去ろうとしたわけではない。ランプレヒト論争の中ですので明らかにされていったように、彼は伝統史学と新しい思潮との結合を、つまり伝統史学の革新を企てただけなのである。換言すると彼はドイツ的歴史思想、即ち歴史主義の危機に対して内から対応せんとしたのである。ヴェーバーは「歴史主義から社会学へ」(C. P. 1911)の道をひたすら歩めばそれではなかった。しかし歴史家たるヒンツェはさうすることばかりできなかった。この点で彼はヴェーバーから離れることになる。彼は社会学への途はなく、歴史主義の革新への道を突き進むのである。

- (1) George G. Iggers, *The German Conception of History*, Middletown, 1969, pp. 7—11.
- (2) *Ibid.*, p. 14 ff.
- (3) Jürgen Kocka, Otto Hintze, in, *Deutsche Historiker III*, Göttingen, 1972, SS. 42—43.
- (4) Cf. Felix Gilbert, *Introduction*, in: *The Historical Essays of Otto Hintze*, New York, 1975, p. 7 ff.
- (5) O. Hintze, *Über individualistische und kollektivi-*

stische Gesichtsauffassung (1897), in: Ders., *Gesammelte Abhandlungen*, Bd II, 1964 (Kl. H. 2) S. 323 ff.

- (6) Cf. Milton Covensky, Hintze and the Legacy of Ranke, in: *The Uses of History*, Detroit, 1968, p. 107 ff.
- (7) O. Hintze, Rezension von P. Sander, *Feudalstaat und bürgerliche Verfassung*, Schmollers Jahrbuch, 31, 1907, SS. 1373—79.
- (8) Ders., *Der Staat als Betrieb und die Verfassungsreform* (1927) in: II, S. 205 ff.
- (9) Ders., Rezension von Hermann Heller, *Hegel und der nationale Machtstatedanke in Deutschland*, Schm. Jb. 45, 1921, S. 591. ユンクハグ「再田録」の「ドイツの権威の維持」を参照せよ。他日を期したる。
- (10) トマックス・ハーン「職業と階級の階級」*社会論集*、河田書房、三十五頁以下。
- (11) O. Hintze, *Max Webers Soziologie* (1926), in: II, S. 137
- (12) *Ibid.*, S. 140.
- (13) 奥村浩之「Wesen und Verbreitung des Feudalismus, Typologie der Ständischen Verfassungen des Abendlandes, Weltgeschichtliche Bedingungen der

Repräsentativverfassung, (ふすれも Gesammelte Abhandlungen I. 1970<sup>2</sup>に収録されており、邦訳もある) など参照された。

(14) O. Hintze, Soziologische und geschichtliche staatsaufassung, in: II. S. 285.

(15) Theodor Schieder, Staat und Gesellschaft im Wandel unserer Zeit, München, 1970<sup>3</sup>, S. 177.

三

ごく一般的に規定するなら、通例、歴史主義とは一八世紀の啓蒙主義とそのイデオロギーたる自然法論に反対して出現した特殊ドイツ的な歴史的個性尊重、反普遍主義的世界観のことである。これがマイネッケやトレルチの理解に従っていることは改めて指摘するまでもない。ところがヒンツェは歴史主義をそのように世界観とみなすのに反対する。彼は一九二七年の論文でこう述べている。マイネッケやトレルチは歴史主義をドイツ精神の産物とみなし、西欧の自然法、ドイツの歴史主義という図式を強調するが、それは戦時下のプロバガンダ戦の中で極端に定式化されたものにすぎない。歴史主義をヴィコ、ヘルダーとともに始まり、ドイツ・ロマンティック、歴

史法学派、ヘーゲルやランケを頂点とする偉大な精神運動、特殊ドイツ理想主義的なものと解釈するのは余りにも狭きに失する<sup>(1)</sup>、と。

彼が狭すぎるとするのは、それでは新しい歴史現象、つまり超人的な集合的なものをつかみ切れない、ということの意味する。個人的なものよりもむしろ集合的なものが決定的に力を得つつある時代に、あくまでも前者にしか関与し得ないとしたら、それはたしかに狭隘に過ぎるであろう。無論ヒンツェは人をして「世界史の理性的意味」を信じさせ、「絶対的な倫理的衝動によって勇気づける」「ドイツ理想主義」が「まどろんでいる道徳的力」を呼び起こすのを決して無益とは思わない。しかし彼はもはや「かかる世界観の敬虔なオブティミズムを分かつ」ことはできなかつた<sup>(2)</sup>。少なくともそれが戦後のヒンツェの出発点だった。だが他方、一九二〇年代においてさえ、多くの歴史家はなお従来の歴史主義観に浸り、生命の豊富で多様な個性という觀念に固執し続けた。(大衆)民主主義の進展、没個性化の拡大する中で、歴史主義そして伝統的歴史学は危機に瀕していた。このような状況の中で、ヒンツェは「世界史の理性的意味」を、

「歴史への信仰」を他に先駆けて放棄し去ったのである。

しかし前述したようにヒンツェは歴史主義の総てを捨てたわけではない。彼はただ世界観としての歴史主義を否定しただけなのである。それに代えてヒンツェは新たな歴史主義概念を提示した。方法論としての歴史主義である。即ちそれは価値とは直接関係しない、認識の次元に自己限定する歴史学の方法に外ならない。もちろんこれが「歴史主義」(以下ヒンツェの主張するそれに括弧を付する)とあえて命名されるのには、それなりに理由がある。しかもこの「歴史主義」は新しい歴史形態に歴史学が対応し得るための方法としての意義が付与されている。というより、そのために彼は歴史主義概念の転換を計ったと言うべきであろう。その際とくに注目されるのはヴェーバー社会学の方法が巧みに織り込まれていることである。それによって彼の「歴史主義」論はすぐれて今日の意味を持ち得ることになったからである。

以上のことを一応念頭においた上で、以下ヒンツェの「歴史主義」の具体的内容を分析することにしよう。まず彼の定義から始めたい。ヒンツェは言う。「一般に歴史主義と呼ばれるものは、我々にあっては、一八世紀以

来西欧諸国民の下で漸次形成され、一九世紀にとくにドイツでもちろんどドイツにとどまらないが——決定的に力を得るに至った、歴史事象を理解するための新しい独自のカテゴリー的精神 (eine neue, eigenartige Kategoriale Struktur der Geistes zur Aufassung der geschichtlichen Dinge) のことである。その特質は一個の生命体ならびに生命過程のアナロジーにしたがって歴史現象をとらえんとする個性と発展のカテゴリーにある。

その基本的に依拠するところは、個人の意識から発する理性という長いこと独占的に支配してきた思考法に対して、個人の理性よりもさらに高度でその連関によって理性的な個人をも包括する普遍的生命という強力な理念が対抗したことにある。<sup>(5)</sup>さて、この定義を構成する論理は三点ある。まず「歴史主義」は歴史現象をカテゴリー的に把握するというのが第一点、次にそのカテゴリーとは「個性」と「発展」だというのが第二点、最後にこれらのカテゴリーの対象となるのが集合的なるもの(「普遍的生命」)だとするのが第三点である。そこで次にこの三点をさらに別個に検討するが、整理の都合上最後の論点を最初に扱うことにしたい。

ヒンツェが「歴史主義」の対象とするのは、「個人を共同体と結合し、あるいは個人の意識下あるいは意識を超越して神秘的に出現する何か生命の如き諸力」、例えばロマンティカールの民族精神、ヘーゲルの客観精神、マルクスの経済的生産関係、そしてそれらとの関連で集合的なるもの階級、身分、部族、国家、文化的共同体、等々である。これは個別的というよりも、集合的という処に力点がある。だから個別的なるものを重視する世界観としての歴史主義がその反対の極に「自然主義」即ち「すべての現実を包括する、すべての性質やすべての直接的体験を無視し去る法則化の連関」(E・トレルチ)を有するとされる一方で、「歴史主義」はかえって「自然主義」的であって、「プラグマティスムス」つまり諸事件の意味連関を個々人の目的々な行為から解釈する特に政治史にみられる方法原理に對置される。問題の重心は意味深い個別と抽象的な普遍との對立ではなく、集合的存在と個別的存在との對向にある。まさしく「歴史主義」の対象は英雄的個人の活動ではなく、集合的なるもの、そしてコルボラティブなものなのである。従ってヒンツェによるなら、一九世紀初頭にその輪郭を現わし始

めた「歴史主義」の精神にまず満たされたのが、人間ならざる制度を主として扱う法制史だったこと、それに社会史や経済史が続き、本来の歴史学たる政治史が最も遅れたのは決して偶然ではない。<sup>(7)</sup>

このような「歴史主義」観はいわば歴史学派のそれに近いように思われる。だが彼は歴史学派的な「展開」思想、即ち「予めある萌芽状態におかれていたすべての可能性が徐々にあらわれてきて、周囲に拘束された存在から自由な存在へ至る孤立した過程」<sup>(8)</sup>が歴史の発展だとする考え、にははっきりと否定的だった。集合的生命そのものにリアリティはない、歴史における唯一のリアルな存在は人間である、これが彼の確信だった。だから彼はランプレヒト論争で主張したように、集合的なるものと個別的なるものを結合すること、換言すると「歴史主義」を「プラグマティスムス」によって補充することを要請した。<sup>(9)</sup>

しかもこの結合は「理解社会学」にまで及ぶ。プラグマティスムスの本質は「探求しつつ理解する」(J・G・ドローゼン)との姿勢にあるが、この「理解」を媒介としてヒンツェはヴェーバー社会学と「歴史主義」の結合

を計るのである。彼の知見するところでは、社会学は「社会的諸連関を個人的行為の心理学的動機づけから理解せんとし、社会学の形体の本質と機能からして有機体的説明をたんに仮定的な方向づけ、援助手段としてのみ有効たり得る」と考えた。集合的現象を「先験的實在」とみなすべきでない、とするヒンツェにとってこの考えは自明ともいえた。彼が「現代の主要業務たる歴史研究の社会学的深化」を求めた時、それは「歴史主義」と「社会学」の結合を意味したのである。

こういったことは、「歴史主義」とは歴史現象をカテゴリー的に把握するものだという考えと関連する。ここでこの第一の論点に言及しよう。まず彼の言う「カテゴリー」とは何か。それは集合的歴史現象に迫るための知的枠組みである。彼の言葉を使用するなら、それは「理念」の「論理的沈殿物」、理念が模倣され繰返し語られるうちに成立する「熟知の知的形式」に外ならない。つまりこうである。「例えばFr・シュレーゲルやシュライエールマツヒェルといった人の念頭に、一八世紀の一般化的な概念的思考習慣と反対にローマン的な『個性』理念が浮んだ時、それは価値感情、倫理的インバルス、形而上

的觀念が共鳴し合う情緒的なるものの発現のうちにあつた。その僅かな部分はなるほど後になつてもなお『個性』概念に付着し続ける。しかしそれは結局は論理的な核心から解き放たれ得る。この論理的な核心、即ち一般法則に対する『個性』という思考形式はそれ自体で意義あり、あの当初共鳴し合った価値なくしても適用され得る純粹に論理的なカテゴリーなのである。」従つて「カテゴリー」は高度の文化的意味や価値とは直接かかわらない。だからそれは「事実」のうちに潜む「意味」とか「本質」を映し出す道具にはなり得ない。それは無意味でザッハリッヒな「事実」の世界をその論理的な形式にはめこんでいくだけなのである。

「歴史主義」はこういった「カテゴリー」によつて集合的現象を捉えんとする。「事実」を「知的形式」によつて把握せんとするこの立場は、基本的な考え方の点では、おそらくヴェーバーの理念型的認識方法とそう違わないだろう。少なくともヒンツェ自身はヴェーバーの「理念型」を「思考形式」との関連で考えていた。<sup>(13)</sup>それ故「歴史主義」はただ外的に社会学と結びつくだけでなく、内的にすでに社会学化していたのである。しかしそれに

も拘らずヒンツェは他方で社会学と歴史学の差異を処々で強調している。彼の言では、社会学は一般的なものを求めるが、歴史学は対象をより個人的に捉えようと<sup>(14)</sup>する。たしかに伝統的歴史学の主要な案件は「個性」にあった。だがヒンツェはそのような立場を放棄したのではなかったか。そのために彼は社会学に傾斜したのではないか。その通りだった。しかしまた彼の採る立場は「歴史主義」であって、社会学でないということも確かである。ここで我々は第二の論点、即ち「歴史主義」の基本的カテゴリーは「個性」と「発展」である、との彼の主張に進まねばならない。

「歴史主義」が社会学ではなく、まさしく「歴史主義」である所以は、かの「思考形式」としての「カテゴリー」をあくまでも「個性」と「発展」に限定する点にある。しかも「カテゴリー」としての「個性」と「発展」はかつての歴史主義、もしくは歴史学派の「理念」の「論理的沈殿物」に外ならない。ここにヒンツェの「歴史主義」の方法論としてのポイントがある。「歴史主義」は歴史学の伝統的概念である「個性」と「発展」を自らの基本的「カテゴリー」とみなすことによって、社会学的で

ると同時にあくまでも歴史学的たらしめたのである。

従って彼がヴェーバー社会学を体系性と普遍性をめざし、「個性」と「発展」の契機に欠ける、とかなり一面的にも思える論評をしたのも、社会学の重要性和脅威を認めつつ、歴史学を守り抜こうとした彼の意志の表現かもしれない。とにかく彼はそこで、ヴェーバーの「封建制」とか「家産制」とかは「一般的概念」であって「歴史的目的のために有用な学問的内容」を与え得るかどうかは疑わしい、歴史研究のために必要なのは「現実類型」なるもの、個性的なるものより鋭い限定と相互区分<sup>(15)</sup>なのだ、と断言さえしている。しかしここから直ちに、ヒンツェが「ヴェーバー自身の理念型的認識方法の受容ではなく、むしろそこからの——明らかな誤解にもとづく——離脱<sup>(16)</sup>」を計った、と言いつけるのは少々性急であらう。彼は歴史学における類型は「歴史主義」の「カテゴリー」と結びつき、一体化することによってのみ意味をもち得ると考えたにすぎない。

そこで彼は歴史学における「理念型」をしばしば独自の呼称で表現した。„anschauliche Abstraktion“ (以下 a・A) がそれである。はじめに示したように、これを

岸田氏は「具象的抽象」<sup>(17)</sup>と訳されているが、同意できない。もとよりa・Aには「具象的」という意味が含まれているし、結果としてそうなることをめざすのだが、それは本来抽象的方法的側面をも表現する概念なのである。それ故ここではむしろa・Aを「直観的抽象」と訳すことにしたい。理由は以下の論述の中で明らかになるであろう。

残念なことにヒンツェはこのa・Aを直接定義していないが、本来の造語者ハインリッヒ・マイアーによるなら、「a・Aの論理的方法はその特質の点で極めて簡単である。事実資料への沈潜から、素材編成を吟味する歴史家の直観(Intuition)の前に、様々な段階の一般的表象が成立する。しかしこれは仮定的成果にすぎない。かくして獲得された諸表象は常に新たに一種の還元、何れも具象的にして一般的なるものの光の中に個別を移す作業、のうちに素材に戻され、こうして確認されねばならない。」<sup>(18)</sup>ここにすでにみられるように、a・Aは「直観」によって成立する「一般的表象」である。ヒンツェはマイアーのa・Aを借用するに際して、この「直観」という側面を無視しなかった。というより、「直観」が

意識されて、a・Aが単なるスローガンではなく、具体性を帯びた抽象化の手続でもあることが確認されるから、その時はじめてa・Aが受容するに値すると考えられたのかもしれない。いずれにせよ彼はa・Aの「直観」による「抽象」という面に着目しつつ、それを「歴史主義」の中に組みこんだのである。

彼は次のようにその論理を構成した。本来、歴史対象の確定化は「合理的思考」によってなされるものではなく、「直観的思考」の手になるものである。即ち歴史現象の抽象化は論理的には行なわれ得ず、類比的・直観的になされる。従ってここでは擬人化的手法が有用となる。一個の人格との類比から「個性」と「発展」が導き出される。つまり一つの生命体との類比から「個性」が、生命体の誕生、成長、死滅とのそれから「発展」がひきだされる、と。結局彼は歴史現象をこの類比のうちに、直観的に「個性」と「発展」の二つのカテゴリーへと抽象化しようというのである。それ故彼にとって、「個性」や「発展」のカテゴリーは「純粹に論理的で、歴史生活の領域におけるa・A(直観的抽象)の単なる作用にすぎない。」<sup>(20)</sup>

要するにヒンツェの考えるところでは、社会学的理念型と歴史学のその差異は、前者があくまで合理的、概念的であるの対し、後者はむしろ非合理的、直観的だという点にある。従って常に「個性」のカテゴリのうちに現われる歴史学的理念型はまさしく「直観的抽象」としての「理念型」——彼はしばしばかかる表現を使用している——に外ならない。彼が a・A という概念を提示したのはただ単に具象的な類型の存在可能性を訴えるためだけでなく、「直観」という行為によって歴史像をより現実に近く、全体的に捉えることができるとの考えに基づいてのことだったのである。

しかし「直観」は伝統的歴史学のタームではなかったろうか。それは科学性を否定する論拠となりはしなかったか。この疑問はヒンツェの「直観」に関して言うなら、半分ほど正しく、半分ほどあたらぬ。たしかに「直観」は非合理的な概念であり、ヒンツェに関してみても全くそれを定義のしようがないのである。ヴェーバー的ザツハリツヒカイトを多分に受け入れたヒンツェも、この点ではその合理性を貫き得なかったと言わねばならない。だがそれにも拘らず次の二点は指摘しておく必要がある。

まず第一に、彼の「直観」は神秘的な個性の意味を捉えるためのものではなく、「個性」と「発展」のカテゴリに歴史現象を抽象化するための手段でしかない。しかもこの「直観的抽象」としての理念型はマイアー同様仮定的であることが強調される。従って彼は「直観的抽象」にひき続いて、歴史家が具体的史料をさらに「合理的検証」の下におくことを要請している。「直観的抽象」そのものは「錯綜した諸現象の中で方向を定める手段、学問的判断基準」にすぎず、その詳細な内容、論理的意味それ自体は研究者の合理的作業による、と。だから彼は最終的には合理性が貫かれるように配慮したのである。

第二に彼は「直観」ということのうちに歴史学的立場を求めたのである。複雑な歴史現象を合理的に、純粹に概念的に分析し構成するのが社会学的方法とするなら、「歴史生活の多様性と変動性」を「個性」と「発展」のカテゴリのうちにでき得る限り生き生きと捉えんとするものが「直観的抽象」だった。その限りで彼は多様な一回的な歴史現象という伝統的歴史主義の基本的世界観をついに完全には放棄し得なかった。むしろ彼はそこに歴史学に固有な立脚地を求めたのである。歴史学は社会学



- (9) O. Hintze, Troeltsch, in: II. S. 333.  
(10) Ders, Der moderne Kapitalismus als historisches Individuum (1929), in: II. S. 378.  
(11) Ders, Max Schelers Ansichten über Geist und Gesellschaft (1926), in: II. S. 177.  
(12) 本籍四一頁参照。  
(13) 例を以て Ders, Soziologische und geschichtliche Staatsauffassung (1929), in: II. S. 251.  
(14) Ders, Max Webers Soziologie, in: II. S. 143 ff.  
(15) 成瀬治「前掲論文」一二三頁。  
(16) ヒンツェの理解めまた具象的な側面を強調してゐる。Vgl. G. Oestreich, a. a. O. SS. 57\*—58\*。  
(17) Heinrich Maier, Das geschichtliche Erkennen, Göttingen, 1914, S. 25.  
(18) O. Hintze, Troeltsch, in: II. SS. 337—338.  
(19) Ibid., SS. 340—341. なお「直観的抽象」という訳語は一橋大学の上原行雄氏の助言によるところが大きい。もとより最終的責任が私にあるのは言ふまでもない。  
(20) O. Hintze, Wesen und Wandlung des modernen Staates, in: I. S. 470.  
(21) Ders, Troeltsch, in: II. S. 338 und S. 342.  
(22) Ders, Max Schelers Ansichten über Geist und Gesellschaft, in: II. S. 157.  
(23) Vgl. Ders, Rezension von F. W. Maitland, The

Constitutional History of England, HZ, 106, 1911, S. 169 ff.

(25) 岸田達也「前掲書」一二三頁以下。

#### 四

イガースはドイツの伝統的歴史思想を規定した一つの性格として弱点として、その「貴族的性格」を挙げている。まさにこの特性の故に、伝統的歴史学は集合的なるものや一般化を嫌い、歴史現実の豊富さと多様性をとくに強調した。しかしそれは産業社会、大衆社会の出現を前にしてなお自己主張し得るだろうか。歴史思想と歴史現実との間には「文化的ギャップ」があった。しかもこのギャップはドイツにおける歴史学に特有の地位故に、一九四五年の敗戦までついに埋められることはなかった。かかる状況を鋭く察知し、これに対応せんとしたのは、戦前にあってはおそらくヒンツェただ一人だった。彼は独自の「歴史主義」概念によって、集合的なるものを対象とし、その類型的把握によって文化科学的な一般化を試みたのである。彼の「歴史主義」は超人間的な歴史現象の理解社会的な構造把握（個性）、この構造の歴史的

ダイナミックス(発展)の追跡を課題とした。その際彼がヴェーバー社会学の影響を相当てたことは今更くり返すまでもない。だがそれにも拘らず彼は歴史的世界の多様性と一回性、そして変動性という公理をいかに生かすか腐心した。彼は自らとヴェーバー、つまり歴史学と社会学とを分かちつものとして、「個性」と「発展」のカテゴリを挙げ、それに応じて「直観的抽象」という歴史学的理念型を設定したのである。

もとよりヒンツェもまたヴェーバーほどではないにせよ、「歴史を信ずることをやめ、発展、展開、進歩の理念を神話の中に追放した時代」<sup>3)</sup>の中に在ることを知っていた。しかし彼は「歴史への信仰」を棄ててもなお「歴史家」であらねばならなかった。そして彼はその証を「個性」と「発展」の原理に忠実であることのうちに求めたのである。だが、この二つの原理はヒンツェにとって歴史理解のために不可欠な手段でしかなかった。それはもはや「理念」ではなく、「カテゴリ」だった。それ故にこそ、「個性」と「発展」を構成的カテゴリとする「歴史主義」は世界観ではなく方法論に外ならなかった。ドイツ帝国という倫理的國家の消滅、世界の没個性

化の進展の前に、伝統的歴史学と歴史主義はその存立基盤を失いつつあった。ヒンツェはかかる事態に対して一つの立場をとった。彼は時代の社会・政治的構造変化を鋭く捉えつつ、社会学の進出の意味を先端的に知覚しつつ、歴史主義を世界観から方法論へと転化させることによって「歴史学」を守り抜いたのである。

もとよりヒンツェは新しい歴史学への途を完全に整備し得たわけではない。それどころか彼の「歴史主義」概念は「直観」という非合理的な観念と「カテゴリ」という合理的認識手段を混在させ、その限りで矛盾に陥る危険性を内包している。この点で我々はヒンツェの「直観的抽象」をその意図を尊重しつつも批判的に検討する必要がある。また彼が「個性」と「発展」を歴史研究に不可避だとア・ブリオリに考えていることも注意を要する。一体、歴史は「個性」と「発展」という枠組みだけで捉え切れるものなのか、或いはその両者を必ず要するのだろうか。しかしそれにも拘らず私はヒンツェを高く評価する。自らを育んだ伝統史学に批判のメスを入れ、いかなる歴史家も決して触れようとはしなかった社会学を最初に正面から問題とし、矛盾に陥る危険をあえて避

けず独特の「歴史主義」観を展開した彼の姿勢には、歴史家としてのすぐれた時代感覚と真摯さと矜持がある。思うにドイツ歴史学における「戦前」と「戦後」をつなぎ、彼を現代に生かしているものこそ、彼のこの「姿勢」なのではなからうか。

(1) G. G. Iggers, op. cit. pp. 269—270.

(2) Ibid., p. 24 ff.

(3) カルロ・アントーニ、歴史主義から社会学へ、未来社、一九五九年、二〇四頁。

(成城大学助手)